

指定放課後等デイサービス事業所管理者 殿
(那覇市含む)

沖縄県子ども生活福祉部
障害福祉課事業指導支援班

新型コロナウイルス感染症に関連した放課後等デイサービス事業所の対応における
学校休業日単価の取扱いの適用の終了について

みだしについて、「『緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）』に係るQ&A」（令和2年6月3日厚生労働省事務連絡）のA1において、「市町村では、終了日の設定に当たり、自市町村内の学校のほか、当該市町村に所在する事業所を利用する他市町村の給付決定を受けている児童が通う他市町村の学校も含めて考える必要がある」とされているところです。

今後、この取扱いについての混乱が想定されることから、学校休業日単価の終了日等を下記のとおり統一します（各市町村には伝達済み）。

各事業所におかれましては、これを踏まえ、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、当該事務連絡は当課HPに掲載しましたので、ご確認くださいよう併せてお願いいたします。

記

学校休業日単価の終了日 令和2年6月21日（日）

平日単価の再開日 令和2年6月22日（月）

理由 学校休業日単価の終了日は、全ての学校が通常登校となる6月8日（月）から2週間程度経過した日を設定する。

お問い合わせ先
沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
事業指導支援班 島袋、田邊
TEL 098-866-2190